

公立大学法人滋賀県立大学における安全保障貿易管理に関する規程

平成 27 年 4 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第162号

(目的)

第1条 公立大学法人滋賀県立大学（以下「本学」という。）における国際的な平和および安全の維持を妨げると認められる技術の提供および貨物の貿易の管理（以下「安全保障貿易管理」という。）に関しては、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）その他関係法令に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「職員等」とは、本学の役員、教職員、その他本学に雇用されるすべての者および本学学則第17条第1項に規定する客員教員等をいう。
- (2)「学生等」とは、学部学生、大学院学生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生、研修員、外国人留学生およびその他本学に在学または在籍して修学または研究に従事する者をいう。
- (3)「外為法等」とは、外為法およびこれに基づく政令、省令、通達等をいう。
- (4)「技術の提供」とは、非居住者（外為法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。）への技術の提供または非居住者へ再提供されることが明らかな居住者（同第5号に規定する居住者をいう。）への技術の提供をいう。
- (5)「貨物の貿易」とは、外国に向けて貨物を送付することまたは外国へ送付されることが明らかな貨物の国内取引をいう。
- (6)「該非判定」とは、提供しようとする技術または貿易しようとする貨物が、リスト規制技術（外国為替令（昭和55年政令第260号）別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。）またはリスト規制貨物（輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。）に該当するか否かを判定することをいう。
- (7)「取引審査」とは、該非判定の内容のほか、取引の相手先または相手先における用途の内容を踏まえ、当該取引を行うか否かを判断することをいう。
- (8)「部局」とは、本学学則第3条から第7条に規定する組織をいう。

(管理体制)

第3条 本学における安全保障貿易管理に係る重要事項の最終決定を行うため、安全保障貿易管理最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置き、理事長をもって充てる。

2 最高責任者の命を受け、本学における安全保障貿易管理に係る業務を統括するため、安全保障貿易管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、研究・評価担当理事をもって充てる。

3 部局における安全保障貿易管理に係る業務を管理するため、部局安全保障貿易管理責任者（以下「部局管理者」という。）を置き、部局の長をもって充てる。

(職員等および学生等の責務)

第4条 職員等および学生等は、安全保障貿易管理に関し外為法等およびこの規程を遵守しなければな

らない。

(安全保障貿易管理委員会)

第5条 本学における安全保障貿易管理に関し必要な事項を審議するため、安全保障貿易管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 該非判定および取引審査(以下「該非判定等」という。)の判定の審議に関する事項
- (2) 安全保障貿易管理に関する規程等の制定および改廃に関する事項
- (3) 安全保障貿易管理に関する教育研修等の実施に関する事項
- (4) その他安全保障貿易管理に関する重要事項

3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 統括責任者
- (2) 理事長が指名する理事
- (3) 部局管理者のうち統括責任者が指名する者
- (4) その他統括責任者が必要と認める者

4 前3項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、統括責任者が定める。

(技術の提供または貨物の貿易の承認等)

第6条 職員等は、自ら技術の提供または貨物の貿易(以下「技術の提供等」という。)を行おうとするときまたは主として指導を行う学生等が技術の提供等を行おうとするときは、統括責任者による承認または経済産業大臣の許可を受けなければならない。

(事前確認)

第7条 職員等は、前条の承認または許可を受けようとするときは、当該技術の提供等が該非判定等を要するか否かについて事前確認を行うとともに、部局管理者を経由して、統括責任者に書面により承認申請を行わなければならない。

2 前条の規定にかかわらず、前項の事前確認の結果、明らかに経済産業大臣の許可を要しないと判断される技術の提供等については、前条の承認または許可を要しない。

3 前2項に定めるもののほか、事前確認および承認申請等に関し必要な事項は、別に定める。

(承認審査等)

第8条 統括責任者は、前条第1項の承認申請があったときは、当該申請に係る案件について該非判定等を行い、その結果、当該技術の提供等が経済産業大臣の許可を要しないと判断した場合は、当該技術の提供等を承認するものとし、当該許可を要すると判断した場合は、当該許可に関し必要な手続を行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、該非判定等および経済産業大臣の許可手続に関し必要な事項は、別に定める。

(違反等の報告)

第9条 職員等および学生等は、外為法等もしくはこの規程に違反する事実またはそのおそれがあるこ

とを知ったときは、速やかに部局管理者（職員等が役員である場合は、統括責任者）にその旨を通報しなければならない。

- 2 部局管理者は、前項の通報を受けたときは、当該通報の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。
- 3 統括責任者は、調査の結果、違反の事実が明らかになった場合は、最高責任者にその旨を報告しなければならない。
- 4 最高責任者は、前項の報告があった場合は、学内の関係部局に対応を指示するとともに、経済産業省等の関係機関に報告しなければならない。

（事務）

第10条 安全保障貿易管理に関する事務は、経営企画グループにおいて行う。

（雑則）

第11条 この規程に定めるもののほか、安全保障貿易管理に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

【安全保障貿易管理体制図】

